

低入札価格調査基準の見直しについて

1. 趣旨

本市の建設工事の一部においては、低入札価格調査制度を導入してきたところですが、さらなるダンピング受注防止対策強化のため、「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」（中央公契連モデル）の見直しが行われました。

本市においても低入札価格調査基準価格の算定方法について、次のとおり見直しますので低入札価格調査基準を設けた入札への参加の際には十分留意されるようお願いいたします。

2. 内容

直接工事費×97%
+ 共通仮設費×90%
+ 現場管理費×90%
+ 一般管理費×55%
= 低入札価格調査基準価格

(改正前) 【予定価格（税抜き）の 70%～90%】

(改正後) 【予定価格（税抜き）の 75%～92%】

(改正前) ※ただし、特別なものについては、この方法によらず、予定価格（税抜き）の 70%から90%の範囲内で定めることができる。

(改正後) ※ただし、特別なものについては、この方法によらず、予定価格（税抜き）の 75%から92%の範囲内で定めることができる。

3. 実施時期

平成31年4月1日以降に公告・指名通知を行う入札から適用します。

<問い合わせ>

玉名市 契約検査課
TEL : 75-1125